

北國銀行 決済用普通預金規定  
決済用普通預金（北國総合口座）規定  
反社会的勢力の排除に係る規定

反社会的勢力の排除に係る規定

1.（反社会的勢力との取引拒絶）

当行との各種預金取引、その他の取引や当行が提供するサービス等（以下、これらの取引やサービスを総称して「取引」といい、取引に係る契約・約定・規定を「原契約」といいます。）は、お客さま（本規定においては取引にかかる代理人および保証人を含みます、以下同じ）が第2条第1項第1号、第2号または第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第2条第1項第1号、第2号または第3号AからEの一にでも該当すると当行が判断する場合には、当行は取引の開始をお断りするものとします。

2.（取引の停止、口座の解約）

（1）次の各号の一にでも該当すると当行が判断し、お客さまとの取引を継続することが不適切であると当行が判断する場合には当行は取引を停止し、またはお客さまに通知することにより原契約を解約することができるものとします。

なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

①お客さまが取引の申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②お客さまが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③お客さまが、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

E. その他AからDに準ずる行為

（2）通知により当行が解約を申出の場合、当行よりの解約の通知が届出のあった氏名（名称）、住所あてに到着したときに解約されるものとします。なお、お客さまは、印章、名称、称号、代表

者、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって届出をするものとし、届出を怠ったため、当行からなされた通知または送付された書類などが遅着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到着したものとします。

(3) 解約時に預金口座に残高がある場合、通帳、証書および届出印鑑を持参のうえ当行に申出るものとします。この場合、当行は必要な書類等の提出を求めることがあります。

(4) 解約後の預金口座の残高に対しては、利息は付されないものとします。

### 3. (本規定の取扱)

本規定は、原契約に基づく当行の権利行使を何ら妨げるものではなく、本規定に抵触しない原契約の各条項の効力を変更するものではありません。また本規定は、原契約と一体をなすものとして取扱われるものとします。

### 4. (規定の変更)

(1) 本規定の各条項は、法令の変更、金融情勢の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

## 決済用普通預金規定・決済用普通預金（北國総合口座）規定

### 1. (決済用預金の定義)

この決済用預金は、預金保険法第 51 条の 2 に定められている「無利息、預金者がいつでも払戻しを請求できること、決済サービスを提供できること」の 3 条件を満たす預金であり、預金保険制度の全額保護の対象となります。

### 2. (「決済用普通預金」・「決済用普通預金（北國総合口座）」取引)

(1) 「決済用普通預金」・「決済用普通預金（北國総合口座）」は、第 1 条の決済用預金に該当します。

北國総合口座の定期預金は、決済用預金ではありませんので、預金保険制度の全額保護の対象とはなりません。

(2) 決済用普通預金・決済用普通預金（北國総合口座）の取扱いは、別途交付した普通預金規定および北國総合口座取引規定を適用します。

ただし、利息の取扱いは決済用預金の要件を満たすために、第 3 条の取扱いとなります。

### 3. (預金利息)

(1) 決済用普通預金には利息は付されず、下記規定に基づく利息の組入れはありません。

#### \* 普通預金規定第 6 条 (利息)

この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除く。）1,000 円以上について付利単位を 100 円として、毎年 3 月と 9 月の当行所定の日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。ただし、利率は金融情勢の変化に応じて変更します。

(2) 決済用普通預金（北國総合口座）には利息は付されず、下記規定に基づく利息の組入れはありません。

#### \* 総合口座規定第 5 条 1 項 (預金利息の支払い)

普通預金の利息は、毎年 3 月と 9 月の当行所定の日に、普通預金に組入れます。

#### 4. (変更)

(1) ご利用中の普通預金または普通預金(北國総合口座)を決済用普通預金または決済用普通預金(北國総合口座)の取扱いに変更する場合は、次のとおりとします。

##### ①未払利息の清算

未払いの普通預金利息がある場合は、変更時に利息を元本に組み入れた残高を決済用普通預金または決済用普通預金(北國総合口座)へ引き継ぎます。

##### ②総合口座の貸越金利息

貸越金利息がある場合は、取扱い変更時ではなく、毎年3月と9月の当行所定の日、決済用普通預金または決済用普通預金(北國総合口座)から引落としまたは貸越元金に組入れます。

(2) 決済用普通預金または決済用普通預金(北國総合口座)から普通預金または普通預金(北國総合口座)へ変更する場合は、再度お届けが必要となります。

#### 5. (規定の変更)

(1) この規定の各条項は、法令の変更、金融情勢の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

2020年4月 現在